

地域づくり協議会

趣旨

地域づくり協議会は、統合された地域への交付金・委託金の受け皿になるなど、新しい地域自治の仕組みです。今まで別々に活動することが多かった地域の団体等が、連区単位の「地域づくり協議会」という同じテーブルにつき、地域のことを一緒に考え、決定し、実行します。

必要性

元気な一宮市

- ・（経済の回復も大切だが）地域力が上がれば（＝連区が元気になれば）、一宮市全体が元気になる。
- ・市民と行政が力を合わせたまちづくりが大切。

地方分権

- ・目指すべき姿は、国が全国一律に示すものではない（一律に示す時代は終わった）。
- ・市町村と地域と一緒に考えるもの。（自己決定・自己責任による地域の実情に合ったまちづくり）

人口減少・少子高齢化

- ・労働力人口の減少により、少ない人間で大きな社会を支える時代が到来。
- ・行政任せでは立ち行かない。
- ・予測を超えた社会状況の変化に対応できる仕組みが必要となる。

多様な価値観

- ・高度成長期の市民ニーズは道路・ダム・ハコモノ……。今は、市民ニーズが多様化・高度化し、行政だけではすべての市民ニーズに対応できない。
- ・NPO等の市民の自主的・自発的な活動が活発化。
- ・市民と行政の関係を見直すとき。

地域の現状

地域には特色があり、地域ごとに異なる課題を持っている。

市の縦割り行政に基づき、様々な団体が活動しているが、事業などが錯綜してい

る。

コミュニティが希薄化することで、様々な弊害が生じてきている。

テーマ型組織（NPOなど）の活動が活性化している。

高齢化に伴い、地域の助け合いが必要となっている。

地域づくり協議会とは

町内会・老人会・子ども会などの地縁型コミュニティ、NPO・ボランティア団体などのテーマ型コミュニティ、商工会などの事業者、これらのゆるやかな連合体のイメージ。

地域の結びつきを強くし、地域の課題を自ら解決することを目指す。

地域づくり協議会が行うこと

計画づくり

- ・地域の特色や課題を把握する
- ・地域の将来像や目標を定める
- ・統合された行政からの補助金等の使い道を決める

組織づくり

- ・開かれた組織
- ・持続可能な組織
- ・連携できる組織

広報活動

- ・情報の発信と共有

一宮市地域づくり協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民による自主的な地域活動の運営及び地域における課題の解決を図ることにより、地域住民の共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努め、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする地域づくり協議会(以下「協議会」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 協議会は、主に次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 地域の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
- (2) 地域住民の福祉に寄与する事業
- (3) 交通安全、防犯及び防災に関する事業
- (4) 公民館活動及び生涯学習に関する事業
- (5) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
- (6) 高齢者及び障害者福祉に関する事業
- (7) 環境に関する事業
- (8) その他地域の発展に寄与する事業

(設置基準)

第3条 協議会は、一宮市町会長設置規程(昭和37年一宮市規程第1号)第6条に定める連区を単位とし、第9条各号に掲げる団体を含めた複数の地域団体等により構成された広く当該連区を代表する団体とし、次の各号に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 会則を定めていること。
- (2) 事業計画書及び予算書(案でも可)を作成していること。
- (3) 設立総会が開催済みであること。
- (4) 協議会を構成する団体等の名簿を備えていること。

2 協議会は、1連区1団体とする。

(団体の申請)

第4条 協議会を設置しようとするものは、地域づくり協議会設置申請書(様式1。以下「設置申請書」という。)に次の書類を添えて、各年の12月末日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 会則
- (2) 事業計画書及び予算書(案でも可)
- (3) その他総会資料
- (4) 構成団体等の名簿

(団体の認定)

第5条 市長は、前条の設置申請書が提出された場合には速やかに審査を行うものとし、地域づくり協議会認定通知書(様式2)により通知するものとする。

2 協議会の認定年月日は、申請日以後最初に到来する4月1日とする。

(交付金の交付)

第6条 第2条に掲げる事業を実施するため、協議会に対し地域づくり協議会交付金(以下「協議会交付金」という。)を交付する。

2 各協議会への協議会交付金の上限額は、毎年度算定するものとし、その金額は市長が別に定める。

(交付金の額)

第 7 条 協議会交付金の額は、協議会が第 2 条に掲げる事業を実施するために必要な経費 (1,000 円未満の端数は切り捨てる。) と、前条第 2 項の上限額とのいずれか低い方の額 (同額の場合は、当該額) とする。

(協議会交付金申請の手続等)

第 8 条 協議会交付金の交付申請その他の手続については、一宮市補助金等交付規則 (昭和 37 年一宮市規則第 18 号) に定めるところによるものとする。

(構成団体への補助金等の交付制限)

第 9 条 市長は、協議会交付金を交付する場合又は交付した場合は、当該協議会に属する次の各号に掲げる団体に対して補助金、交付金その他の経済的援助 (物品を除く。) を行わないものとする。

(1) 地域交通安全会

(2) 防犯協会支部

(3) 高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会

(4) 資源回収推進協議会

(5) 地区公民館

(6) 学校外活動推進協議会

(7) 社会福祉協議会支会 (敬老会事業、見守りネットワーク事業分のみ)

(協議会交付金の使用制限)

第 10 条 協議会交付金は、次の各号のいずれかに該当する経費に対しては使用することはできない。

(1) 第 1 条に規定する趣旨にそぐわない事業に要する経費

(2) 政治又は宗教に関する事業に要する経費

(3) 営利を目的とする事業に要する経費

2 次年度以降において実施する事業の財源を計画的に確保するため、市長が特に必要と認める場合には、各協議会は協議会交付金の一部を当該協議会の基金等に積み立てることができる。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 20 年 5 月末日までに提出された設置申請書に対する第 4 条の規定の適用については、同条中「各年の 12 月末日」とあるのは「平成 20 年 5 月末日」と、第 5 条の規定の適用については、同条中「申請日以後最初に到来する 4 月 1 日」とあるのは「平成 20 年 6 月 5 日」と読み替えるものとする。